



# 宮崎県公報

平成19年3月30日(金曜日)号外第36号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

<b>企業局企業管理規程</b>	
○企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………	1
○企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程……………	1
○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………	1

○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程……………	2
○特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………	2
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………	3
<b>正 誤</b>	
○平成18年3月31日付け県公報(号外第24号)中(2件)……………	4

## 企業局企業管理規程

企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。  
平成十九年三月三十日

宮崎県企業局長 日高幸平

### 宮崎県企業局企業管理規程第一号

#### 企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

企業局組織規程(平成十一年宮崎県企業局企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。  
第四条中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条に次の一号を加える。

七 電子計算機等の運営管理及び利用の調整に関すること。

第二十三条中「、その他の職員の職として、」を削る。

第二十七条中「その他の職員として」を削る。

#### 附 則

この企業管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。  
平成十九年三月三十日

宮崎県企業局長 日高幸平

### 宮崎県企業局企業管理規程第二号

#### 企業局保安規程の一部を改正する企業管理規程

企業局保安規程(昭和六十二年宮崎県企業局企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「廻土木炭」を「廻土燐毒炭」に改める。

#### 附 則

この企業管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県企業局長 日高幸平

### 宮崎県企業局企業管理規程第三号

#### 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和三十五年宮崎県企業局企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項を次のように改める。

2 前項に規定する職を占める企業職員の管理職手当の額は、別表第一の職欄の区分及び当該職員の属する職務の級に応じ、同表の支給額欄に定める額とする。

第三条を次のように改める。

(特殊勤務手当)

第三条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一 特殊現場作業手当

二 深夜特殊業務手当

三 航空機搭乗業務手当

2 特殊現場作業手当は、企業職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 高層建築物、ダム等の工事現場等において、地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導又は監督等の作業

二 電気設備等の維持修繕、巡視、点検、検査等の現場作業

3 前項の手当の額は、別表第二に定める額とする。

4 深夜特殊業務手当は、総合制御課の企業職員が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。)において行われる発電所及び工業用水道施設の運転業務に従事したとき、勤務一回につき、二千六百円を支給する。

5 航空機搭乗業務手当は、企業職員が航空機に搭乗して観測、調査等の業務に従事したとき、従事した一時間につき、千九百円を支給する。

6 第二項の規定による特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、第三項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。この場合において、同一勤務日に当該特殊勤務手当の支給対象となる二以上の作業に従事した場合には、それらの作業に従事した合計の時間をもって特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間とし、それらの作業に係る特殊勤務手当のうち、同項の規定により受けるべき額の最高のものに係る作業に従事したものとみなす。

7 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第二条の二関係)

職	職務の級	支給額
副局長	九級	十三万三三百円
	八級	十一万七千五百円
参事	八級	九万三千三百円
	七級	八万三千円
課長	七級	七万七千四百円
	六級	七万二千七百円
経営企画監	七級 (副参事及び	七万五千五百円
副参事	所長に限る。)	
所長	六級	六万八千二百円
副所長	五級	五万七千七百円

別表第二 (第三条関係)

区 分	支給額	
第二項第一号の作業	地上又は水面上 十メートル以上	一日につき 二百二十円
	地上又は水面上 二十メートル以上	一日につき 三百二十円
第二項第二号の作業	一日につき 五百六十円	

別表第三を削る。

附 則

この企業管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第四号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程 (昭和三十六年宮崎県企業局企業管理規程第八号) の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「割り振り」を「割振り」に、「日の」を「五日」間において、休憩時間を除き、「」に改める。

第三条中「休憩時間」を削り、「第五条及び第六条」を「及び第五条」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

別表第二十号イ中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成十九年三月三十日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第五号

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程 (平成五年宮崎県企業局企業管理規程第八号) の一部を次のように改正する。

第一条中「休憩時間」を削る。

第三条 (見出しを含む。) 中「割り振り」を「割振り」に改める。

第四条を次のように改める。

(総制職員の勤務時間等)

第四条 総制職員については、毎四週間について一週間当たりの勤務時間が四十時間を超えないように勤務時間等を割り振るものとする。

2 総制職員については、四週間ごとの期間につき八日以上の日を定めるものとする。

3 総制職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の上欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間帯とする。

勤務区分	勤務時間
一直	午後九時三十分から翌日の午前八時三十分まで
二直	午前八時から午後四時四十五分まで
三直	午後四時から午後十時まで
日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで

4 所属長は、勤務時間が六時間を超える場合においては四十五分の、八時間を超える場合においては一時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の途中に与えるものとする。ただし、日勤に係る総制職員の休憩時間については、就業規程第五条の規定を準用する。

5 総制職員の勤務時間等の割振り、五日を周期とした交替制勤務によるものとし、その転換方法は、原則として次の表のとおりとする。ただし、必要に応じ日勤を命ずることがある。

区 分	第一日	第二日	第三日	第四日	第五日
割振り	三直	二直	一直	週休日	週休日

第七条を第八条とする。

第六条の見出し中「割り振り変更」を「割振り変更」に改め、同条中「割り振り」を「割振り」に改め、同条を第七条とする。

第五条 (見出しを含む。) 中「割り振り」を「割振り」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(臨時直職員の勤務時間等)

第五条 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間につき四十時間とする。

2 臨時直職員の勤務時間は、休憩時間を除き、次の表の上欄に掲げる職員の区分及び中欄に掲げる勤務区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時間帯とする。

職員の区分	勤務区分	勤務時間
第二条第二項第二号及び第三号の業務を行う臨時直職員	一直	午後九時三十分から翌日の午前八時三十分まで
	二直	午前八時から午後四時四十五分まで
	三直	午後四時から午後十時まで
第二条第二項第一号及び第四号の業務を行う臨時直職員	日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで
	一直	午前零時三十分から午前九時十五分まで
	二直	午前八時三十分から午後五時十五分まで
三直	三直	午後四時三十分から翌日の午前一時十五分まで

3 臨時直職員の週休日及び週休日の振替等については、就業規程第二条第三項本文及び第五項の規定を準用する。

4 臨時直職員の休憩時間については、前条第四項の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「総制職員」とあるのは「臨時直職員」と読み替えるものとする。

5 所属長は、臨時直職員につき業務の状況により特に必要があると認めるときは、当該臨時直職員の勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この企業管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。  
平成十九年三月二十日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第六号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程(平成十四年宮崎県企業局企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条第二項第二号中「規定する」の下に「資格を有する」を加える。

第百十一条第五項中「普通財産(不動産に限る。)の売払いに係る」を「前項に規定する契約以外の」に、「当該売払契約」を「当該契約」に改める。

第百二十一条中「県が行う」を削り、「清掃業務等の」を、「清掃業務等の」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する業務以外の業務の委託にあつては、自治令第六十七条の十一第三項の規定による指名競争入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱又は庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱に定められた資格とする。ただし、業務の性質上その他の理由により適当でない場合にあつては、管理者が別に定める。

3 前項本文の規定の適用にあつては、第一項ただし書きの規定を準用することができる。

4 第一項ただし書き(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合においては、管理者は、契約の性質その他の諸事情を勘案の上、適当と認める者を指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者として認定するものとする。

第百二十二条中「県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準等に関する要綱の」の下に、「物品の買入れ等にあつては、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の」を加え、「清掃業務等の」を、「清掃業務等の」に、「参加資格者」を「参加資格」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項本文の規定を適用する場合における指名競争入札の指名の基準等については、前項の例による。

別表第一勘定科目表電気事業会計勘定科目表負債四固定負債中

Table with 2 columns: 引 (Debit) and 当 (Credit). Rows include 退職給与引当金, 修繕準備引当金, 高水準準備引当金.

を

Table with 2 columns: 引 (Debit) and 当 (Credit). Rows include 退職給与引当金, 修繕準備引当金, 高水準準備引当金, 退職給与引当金, 修繕準備引当金, 高水準準備引当金, 修繕(一般)準備引当金, PCB処理費引当金.

に

改め、同表勘定科目表工業用水道事業会計勘定科目表資本七剰余金

Table with 2 columns: 剰 (Debit) and 余 (Credit). Rows include 資本剰余金, 利益剰余金, 受贈財産評価額, 寄附金, 国庫補助金, 雑資本剰余金, 当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金).

を

Table with 2 columns: 剰 (Debit) and 余 (Credit). Rows include 資本剰余金, 利益剰余金, 受贈財産評価額, 寄附金, 国庫補助金, 雑資本剰余金, 減債積立金, 利益積立金, (その他積立金), 借入金償還積立金, 建設改良積立金, 当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金).

に

改める。  
別表第一の二の七の項、九の項、十一の項及び十二の項中「指名業者内申名簿」を「指名候補業者名簿」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この企業管理規程は、平成十九年四月一日から施行する。(物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部改正)
2 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成七年宮崎県企業局企業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第百二十一条」を「第百二十一条第一項」に改め、「ただし書き」の下に「(同条第三項の規定により準用する場合を含む。)」を加える。

正

副

平成十八年三月三十一日付け県公報(号外第二十四号)中

誤

正

頁

三十八

6 資本金

款	項	目	節	細 節	細々節	備 考
資 本 金	自己資本金 借入資本金	借入資本金	企 業 債 企業債前借金 他会計借入金	工水事業債 工水事業債 一般会計 電気事業会計		電気事業会計勘定科目表「資本金」 に準じて整理する。

6 資本金

款	項	目	節	細 節	細々節	備 考
資 本 金	自己資本金 借入資本金	借入資本金	企 業 債 企業債前借金 他会計借入金	工水事業債 工水事業債 一般会計 電気事業会計		電気事業会計勘定科目表「資本金」 に準じて整理する。

7 剰余金

款	項	目	節	細 節	細々節	備 考
剰 余 金	資本剰余金 利益剰余金	受贈財産評価額 寄 附 金 国庫補助金 雑資本剰余金 当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金 当年度未残高(又は繰越欠損金) 年度未残高			電気事業会計勘定科目表「剰余金」 に準じて整理する。

7 剰余金

款	項	目	節	細 節	細々節	備 考
剰 余 金	資本剰余金 利益剰余金	受贈財産評価額 寄 附 金 国庫補助金 雑資本剰余金 当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金 当年度未残高(又は繰越欠損金) 年度未残高			電気事業会計勘定科目表「剰余金」 に準じて整理する。

平成十八年三月三十一日付け県公報(号外第二十四号)中

誤		頁				
<p>当年度純利益 (又は当年度 純損失)</p>		五十一				
<p>費 用</p>						
<p>8 工業用水道事業費用</p>						
款	項	目	節	細 節	細 節	備 考
営業費用	運 転	費 運 転 費				主たる営業活動から生ずる費用をいう。 取水、導水、浄水、送水、配水に係る設備の維持及び作業に要する費用を整理する。 電気事業会計の「営業費用、水力発電費」の同節に準ずる。
			給料手当			電気事業会計の「営業費用、水力発電費」の同節に準ずる。職員以外の者に對するものを除く。雑給、消耗品費、委託費及び諸費(雑損を除く。)で福利厚生のためのものを含む。
			退職給与金 厚生 費			職員以外の「常雇雇用者、臨時雇用者」に對する給与、厚生費及び退職金に区分して整理する。「修繕費」、「補償費」、「固定資産除去費」に整理されるものを除く。
			雑 給			「機械装置」等の運転に必要な電力料及び燃料費を整理する。
			動 力 費			原水の沈殿及び浄水の減圧に要する薬品を整理する。
			薬 品 費			電気事業会計の「営業費用、水力発電費」の同節に準ずる。
			消 耗 品 費			雑給、消耗品費、伏採補償費等の補償費、委託費及び諸費(雑損を除く。)で修繕のためのものを含み、工専用材料費及び請負工事費を含む。
			修 繕 費			

正	
機械装置修繕費	「スポーツ・レクリエーション施設」の「機械装置」に関するものを整理する。
通信機械装置修繕費	「スポーツ・レクリエーション施設」の「土地」及び「物品」並びに借入資産に関するものを整理する。
雑修繕費	「修繕引当金」の引き当て、取りくずしに關するものを整理する。
修繕準備費	雑給、消耗品費、受託費及び諸費(雑損を除く。)で補償のためのものを含み、伐採補償料等修繕のためのものを除く。
補 償 費	流水補償費、漁業補償費、かんがい補償料等一定期間定期的に支払われるものを整理する。
定期的補償費	
臨時的補償費	「定期的補償費」及び「損害賠償費」に整理されるもの以外のものを整理する。
損害賠償費	債務不履行は不法行為による損害に對して支払われるものを整理する。
賃 借 料	地域振興事業のために他人の資産を使用した場合の使用料、賃借料等を整理する。
借地借家料	他人の土地又は家屋を賃借することに對して支払う借地料又は借家料を整理する。
道路占用料	道路法上の道路又はその他の道路を占用することに對して支払う占用料を整理する。
水面使用料	
河川敷賃借料	
機械賃借料	
雜賃借料	賃借料のうち、他の各細節に該当しないものを整理する。
損害保険料	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を整理する。